

被災者生活再建支援制度のご案内（令和4年福島県沖地震）

1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和4年3月16日発生福島県沖地震による被害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

2 対象となる被災世帯

相馬市内に居住の世帯で、令和4年3月16日発生福島県沖地震による被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊）
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず全部解体した世帯（半壊解体）
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず全部解体した世帯（敷地被害解体）
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）
- (5) 住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊）

※ (1) (2) (4) (5) は「罹災証明書」の被害区分がそれぞれ「全壊」、「半壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」である必要があります。

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」である必要があります。

※ (2) (3) の場合は解体後の申請となります。（受付期限にご注意ください。）

3 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位：万円）

区分		A 基礎支援金	B 加算支援金		支給額 A+B
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
複数世帯	全壊 半壊解体 敷地被害解体	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
世帯の 構成員が 複数	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単身世帯	全壊 半壊解体 敷地被害解体	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
世帯の 構成員が 単数	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

※1 大規模半壊、中規模半壊世帯がやむを得ず住宅を全部解体した場合は、全壊と同じ支援内容となります。

※2 加算支援金の「賃借」については、公営住宅への入居は除きます。

4 申請期限

A 基礎支援金：令和7年4月15日まで（当初：令和5年4月15日）

B 加算支援金：令和7年4月15日まで

5 申請に必要な書類

【基礎支援金】

⇒ すべての世帯

- ①被災者生活再建支援金支給申請書
(社会福祉課窓口で配布)
- ②罹災証明書の写し
- ③住民票
(令和4年3月16日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの)
※申請者(世帯主)のマイナンバーが分かるものをご持参した場合は不要です。
- ④申請者(世帯主)の振込口座の通帳のコピー

⇒ 半壊解体の場合に必要な書類

- ①解体証明書もしくは滅失登記簿謄本

⇒ 敷地被害解体の場合に必要な書類

- ①滅失登記簿謄本(従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等はお相談ください)
- ②敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書のコピー等)

【加算支援金】

⇒ すべての世帯

- ①被災者生活再建支援金支給申請書
(社会福祉課窓口で配布)
- ②住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書(または見積書+領収書)等のコピー
※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
※2 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。

⇒ 中規模半壊の場合に必要な書類

- ①罹災証明書の写し
- ②住民票
(令和4年3月16日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの)
※申請者(世帯主)のマイナンバーが分かるものをご持参した場合は不要です。
- ③申請者(世帯主)の振込口座の通帳のコピー

6 その他留意事項

- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・借家等の大家は対象となりません(大家本人が実際に居住している場合は対象となります)。
- ・基礎支援金と加算支援金の申請を同時に申請する必要はありません。最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・加算支援金のみを申請することはできません。
- ・加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円です(2回目に「補修」で申請する場合も同様です)。
- ※「補修」100万円で申請した場合、「建設・購入」との差額の申請はできません。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

7 支援金の支給

申請書は、相馬市での受付後、福島県を經由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人都道府県センター 被災者生活再建支援基金部」に送付されます。同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給までは3~4ヶ月前後です。(書類等に不備がない場合)

8 申込・問合せ

【申込み・受付】相馬市社会福祉課

【受付時間】 平日8時30分~17時15分